

県営水力F I T非化石価証書を活用した 脱炭素経営モデルの推進実証に係る契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と ○○○○○（以下「乙」という。）とは、県営水力F I T非化石価証書を活用した脱炭素経営モデルの推進実証（以下「本実証」という。）について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲及び乙は、次の業務を実施するものとする。

（1）甲は乙の依頼にもとづき非化石証書の代理購入を行う。

なお、依頼どおりに購入できない場合においても、甲はその責めを負わないものとする。

（2）乙は企画提案内容を実施し、契約期間内に甲へ報告書を提出する。

（業務の内容）

第2条 甲及び乙は、別紙仕様書により本実証を実施しなければならないものとする。

（実証期間）

第3条 実証期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、以後の契約については実証事業の成果等を検証した上で、協議するものとする。

（非化石証書の代理購入費用）

第4条 乙は、非化石証書の代理購入費用として、F I T非化石証書購入依頼書にもとづき購入した非化石証書の購入量に約定価格とJ E P Xが定める売買手数料を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算し、甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、本実証の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第8条 乙は、本実証の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(実施報告)

第10条 乙は、企画提案内容を実施し、契約期間内に甲へ報告書を提出しなければならない。なお、甲から企画提案内容の進捗状況報告を求められた場合は、その都度、対応しなければならない。

(非化石証書の引き渡し)

第11条 甲は、代理購入した非化石証書を証書化し、乙に引き渡しを行う。

(非化石証書の代理購入費用の支払)

第12条 甲は、乙に非化石証書を引き渡した後に、乙に対して非化石証書の代理購入費用を請求するものとし、乙は甲からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に非化石証書の代理購入費用を支払うものとする。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに代理購入費用を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として甲に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(甲による契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 実証期間内にこの契約の内容を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第15条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として非化石証書の代理購入費用の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第14条 契約期間中に本実証の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第15条 乙は、甲に対し、契約の解除にかかる理由等を記した書類を提出することにより、この契約の解除を申し出ることができる。

2 甲は、前項による申し出を受けたときは、当該申し出を承認するものとする。

(契約解除の効果)

第16条 契約期間満了前に本契約を解除した場合において、甲が乙の依頼にもとづき代理購入した非化石証書があるときは、乙は非化石証書代理購入費用を支払うものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 甲と乙は、この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県公営企業管理者 落合 直樹

印

乙

印